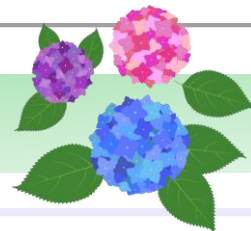


事業主の皆様へ

千葉市中央区中央 2-7-1
千葉中央社会保険労務士法人
☎ 043-307-9231

障害者の法定雇用率の引き上げについて



令和 8 年 7 月以降から、障害者の法定雇用率が改定されます。改めて、制度について確認しましょう。

障害者雇用率制度

・従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を法定雇用率以上にする義務があります。

対象事業主の義務

- ①毎年 6 月 1 日時点での、障害者雇用状況のハローワークへの報告義務
- ②障害者雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)



$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

$$\text{雇用すべき障害者数} = \text{常用雇用労働者数} + \text{短時間労働者数} \times 0.5 \times \text{法定雇用率}$$

民間企業の法定雇用率	対象事業主の範囲
2.7%	37.5 人以上
(R8.6 まで)2.5%	(R8.6 まで)40 人以上

※令和 8 年 6 月 1 日の報告では、法定雇用率 2.5%での不足有無を確認。

- ▼常用労働者の総数が100人を超える事業主において障害者法定雇用率未達成の事業主に納付金を収めなければなりません。
- ▼常用労働者の数が100人を超える事業主で、障害者雇用率を超えて障害者を雇用している場合には、超えて雇用している障害者数に応じて 1 人につき月額 29,000 円の障害者雇用調整金の支給があります。



POINT

障害者雇用状況報告書には、提出義務があります。報告をしない又は、虚偽報告を行った場合には、

罰則(30 万円以下の罰金)の対象となるため、資料が届き次第、速やかに対応しましょう。

